

九州ブロック商工会議所青年部連合会

災害復興支援基金に関する規定

(目 的)

第1条 この規定は、九州ブロック商工会議所青年部連合会（以下「九州ブロックY E G」という。）が、地震・風水害、その他の災害等（以下「自然災害等」という。）により被災した地域に援助を行う事業、また、九州ブロックY E G自らが有事に備えるために行う事業、復興支援を行う事業に要する災害復興支援基金（以下「基金」という。）について定める。

(基金の構成)

第2条 基金は、寄付金や義援金、本会計からの繰入金及び基金から生ずる収益などで構成する。

(基金の管理)

第3条 基金は、九州ブロックY E Gの会長輩出単会事務局において管理する。

2. 事業の実施にあたっては、基金を取り崩して支出することができる。
3. 基金の取り崩し額については、役員会もしくはA T上における審議において九州ブロックY E G役員の3分の2以上の承認を得ることとする。
4. 自然災害等により緊急に基金の取り崩しが必要な場合は、役員会の審議を経なくともブロック会長の決済により執行できるものとする。但し、執行後遅滞なく役員会で報告するものとする。

(基金の用途)

第4条 基金の用途は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 日本商工会議所青年部に属する単会もしくは単会会員が自然災害等により被災した場合、援助・支援活動に関すること。
- (2) 九州ブロックY E Gが自ら有事に備えるために行う事業に関すること。
- (3) 九州ブロックY E Gが主催して行う復興支援事業に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な活動に関すること。

(報 告)

第5条 前条により災害復興支援基金を取り崩したときは、その結果を役員会に事業報告並びに収支決算書を添えて報告しなければならない。

(基金の廃止)

第6条 本基金の廃止にあたっては、九州ブロックY E G役員の3分の2以上の承認を得て廃止することができる。また、廃止に伴う残額については、九州ブロックY E G本会計に繰入れることとする。

(そ の 他)

第7条 この規定の施行に関し必要な事項、各条項の適用に疑義が生じた事項に関しては、九州ブロックY E Gの役員会において定めるものとする。

附 則

この規定は、平成28年5月28日から施行する。

※平成27年4月1日施行「東北ブロック商工会議所青年部連合会災害復興支援基金に関する規定」を参考に作成。